

## 春日井市ごみステーション整備に係る補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される廃棄物（以下「ごみ」という。）の飛散防止及び鳥獣によるごみの散乱防止を図るため、ごみステーションにごみボックスを設置する区・町内会等に補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 春日井市ごみステーション設置要綱（平成25年4月1日施行）に基づいて設置されたごみの排出場所
- (2) ごみボックス ごみを収納するために用いる開放部のない箱状の格子金網等で覆われた折りたたみ式又は固定式のもので、ごみを収集する際に、内部への進入を要しない形状で耐久性のあるもの
- (3) 区・町内会等 ごみステーションを維持管理している区・町内会、自治会又は共同住宅の所有者若しくは管理者（管理組合等の代表者を含む。）

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす区・町内会等とする。

- (1) 設置したごみボックスを適正に維持管理できること。
- (2) ごみボックスの設置について、法、政令、省令その他の関係法令を遵守できること。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1台当たりのごみボックス購入金額（本体価格、消費税及び地方消費税の額に限る。）の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とし、5,000円を限度とする。

2 区・町内会等が自らごみボックスを作製する場合の補助対象経費は、本体作製

に要した材料費、消費税及び地方消費税の額とする。

3 修繕に要した費用は、補助対象経費としない。

(協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする区・町内会等は、ごみボックス設置協議書(第1号様式。以下「設置協議書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に協議し、事前に承認を受けなければならない。

- (1) ごみステーション位置図
- (2) ごみボックス配置図
- (3) 購入する本体、型番又は図面等形状が確認できるもの

2 市長は、前項の設置協議書が提出された場合には、その内容を審査するとともに現地調査を行い、速やかにごみボックス設置の可否を決定し、ごみボックス設置承認通知書(第2号様式。以下「承認通知書」という。)又はごみボックス設置不承認通知書(第3号様式)により、区・町内会等に通知しなければならない。

(交付申請)

第6条 前条第2項の規定による承認を受けた区・町内会等は、ごみボックス購入費補助金交付申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ごみステーション位置図
- (2) ごみボックス配置図
- (3) 購入する見込み金額(本体価格又は本体作製に要する材料費、消費税及び地方消費税の額に限る。)が確認できるもの
- (4) ごみボックス設置に係る誓約書(第5号様式)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、速やかに補助金の交付決定をするとともにごみボックス購入費補助金交付決定通知書(第6号様式)により、区・町内会等に通知しなければならない。

(設置)

第8条 ごみボックスの設置は、区・町内会等が行うものとする。

(設置基準)

第9条 ごみボックスの設置基準は、次のとおりとする。

- (1) ごみステーションがある場所に設置すること。
- (2) ごみステーション1か所につき、2台までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 設置したごみボックスは、5年間継続使用するものとし、破損等により使用不能と認められる場合以外は、同ごみステーションにおける第5条の規定による設置協議はできないものとする。
- (4) 固定式ごみボックスは、個人又は法人が所有する敷地内に設置すること。
- (5) 歩行者等の通行の妨げにならないこと。
- (6) 安易に持ち運びができないよう対策を施すこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準に適合すること。

(報告)

第10条 第7条の交付決定を受けた区・町内会等は、ごみボックスの設置が完了したときは、ごみボックス設置完了報告書（第7号様式。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) ごみボックスの設置状況を示す写真
- (2) 購入した金額（本体価格又は本体作製に要した材料費、消費税及び地方消費税の額に限る。）が確認できるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の完了報告は、ごみボックスの設置後1か月以内又は第7条で交付決定された日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までにしなければならない。

(交付額確定)

第11条 市長は、前条の完了報告書が提出された場合は、その内容を審査するとともに現地調査を行い、速やかに交付額を確定し、ごみボックス購入費補助金交付額確定通知書（第8号様式。以下「確定通知書」という。）により、区・町内会等に通知しなければならない。

(交付請求)

第12条 前条の確定通知書を受けた区・町内会等は、ごみボックス購入費補助金交付請求書（第9号様式）を交付額の確定された日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、区・町内会等が指定する金融機関等の預金口座への口座振替によるものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、区・町内会等が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 区・町内会等が、ごみボックスの設置を取りやめたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定等を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合には、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る補助金について適用する。

## ごみボックス設置協議書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

区・町内会等の名称及び住所 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

ごみボックスの設置について、次のとおり協議します。

1 設置を予定しているごみステーションの場所

春日井市 \_\_\_\_\_

2 設置台数 \_\_\_\_\_ 台

3 形状 折りたたみ式 ・ 固定式

(清掃事業所 記入欄)

1 調査員氏名 .....

2 調査日 年 月 日 ( )

3 調査状況

(1) 指摘事項 ( なし ・ あり (.....) )

(2) 特記事項 .....

(3) 審査状況 ( 承認 ・ 不承認 )

第2号様式（第5条関係）

## ごみボックス設置承認通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで協議のあったごみボックスの設置については、次のとおり承認します。

1 (仮) 承認番号 \_\_\_\_\_

2 設置場所

春日井市

3 設置台数 \_\_\_\_\_ 台

### 注意事項

当該承認通知書を受領した区・町内会等は、ごみボックス購入費補助金交付申請書（第4号様式）に必要書類を添付して、速やかに提出してください。

#### 【必要書類】

- (1) ごみステーション位置図
- (2) ごみボックス配置図
- (3) 購入する見込み金額が確認できるもの
- (4) ごみボックス設置に係る誓約書
- (5) その他、市長が必要と認める書類

ごみボックス設置不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けの申請については、次の理由により不承認とします。

1 不承認理由

---

2 設置場所

春日井市

---

第4号様式（第6条関係）

## ごみボックス購入費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

区・町内会等の名称及び住所 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

ごみボックス購入費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 (仮) 承認番号 \_\_\_\_\_

2 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

3 設置場所

春日井市 \_\_\_\_\_

4 設置台数 \_\_\_\_\_ 台



## ごみボックス設置に係る誓約書

年 月 日

（宛先）春日井市長

区・町内会等の名称及び住所 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

ごみボックスを設置するに当たっては、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 補助金交付について、春日井市ごみステーション整備に係る補助金交付要綱を遵守します。
- 2 ごみボックス設置後は、歩行者などの通行の妨げにならないよう適切な使用と維持管理をしていきます。
- 3 当該ごみボックスに起因する問題が生じた場合は、区・町内会等の責任において適切に対応・改善します。

ごみボックス購入費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けの申請については、次のとおり補助金を交付することに決定しました。

- 1 承認番号 \_\_\_\_\_
- 2 補助金の額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 設置場所  
春日井市 \_\_\_\_\_
- 4 設置台数 \_\_\_\_\_ 台

## ごみボックス設置完了報告書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

区・町内会等の名称及び住所 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

ごみボックスについて、次のとおり設置が完了しましたので報告します。

1 承認番号 \_\_\_\_\_

2 設置場所

春日井市 \_\_\_\_\_

3 設置台数 \_\_\_\_\_ 台

(清掃事業所 記入欄)

1 調査員氏名 \_\_\_\_\_

2 確認日 年 月 日 ( )

3 確認状況

(1) 形状 折りたたみ式 ・ 固定式

(2) 指摘事項 ( なし ・ あり ( \_\_\_\_\_ ) )

(3) 特記事項 \_\_\_\_\_

(4) 審査状況 ( 合格 ・ 不合格 )

ごみステーション全体写真

※ごみボックスが写るように

ごみボックス設置状況

写真その1

ごみボックス設置状況

写真その2

第8号様式（第11条関係）

## ごみボックス購入費補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで報告のあったごみボックス購入費補助金については、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

1 承認番号 \_\_\_\_\_

2 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

3 設置場所

春日井市 \_\_\_\_\_

4 設置台数 \_\_\_\_\_ 台

## ごみボックス購入費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

区・町内会等の名称及び住所 \_\_\_\_\_

役職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

ごみボックス（ \_\_\_\_\_ 台 ）を購入しましたので、次の金額を請求します。

1 件名      ごみボックス購入費補助金

2 請求金額

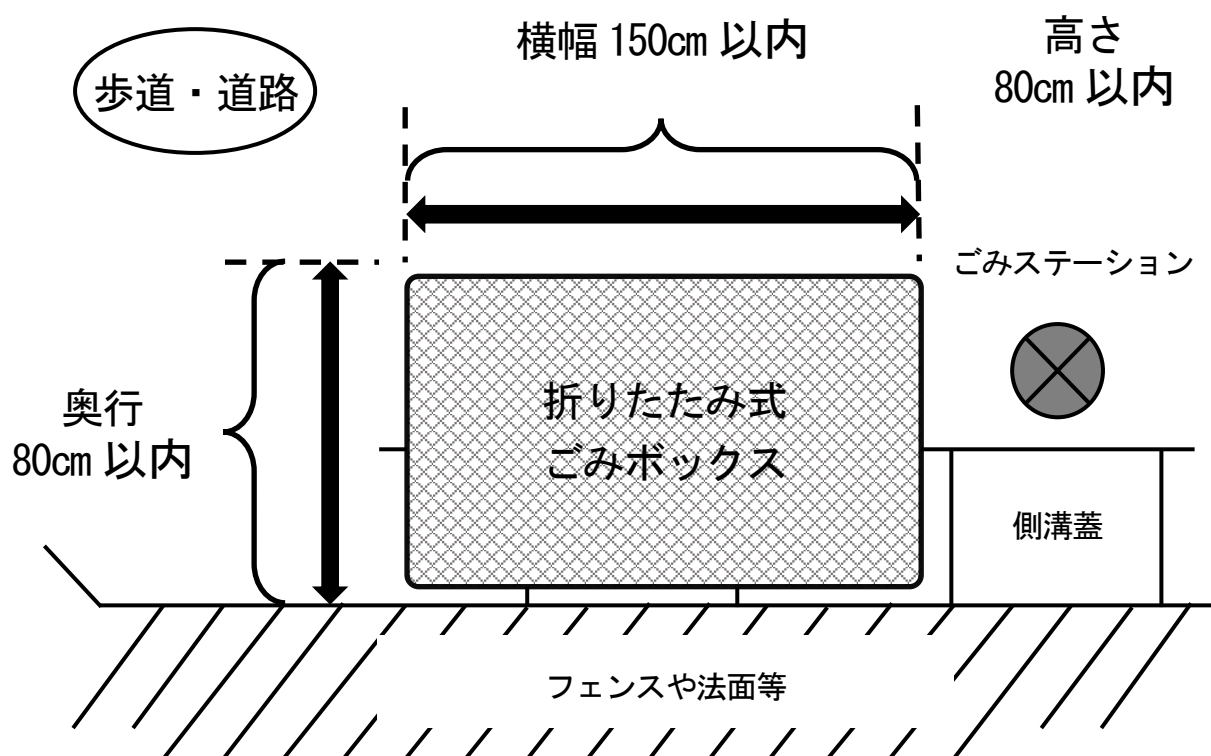
							円
--	--	--	--	--	--	--	---

支 払 方 法
口座振替

金融機関等	銀行	預金種別	口座番号							
	信用金庫			普通	フリガナ					
	農協	当座	口座名義人							
支店										

参考資料

- ごみボックスを組み立てた状態で、歩行者等通行の妨げにならないこと。



- 固定式ごみボックスは、必ず、私有地内に設置すること。

※ 大きさは特に指定しないが、極力、折りたたみ式ごみボックスに準ずること。

